

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定による災害危険区域の指定、同条第2項の規定による建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限、法第40条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第四43条第3項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定並びに法第68条の9第1項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係及び日影による中高層の建築物の高さの制限並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第30条第1項の規定による建築物の指定について定めるものとする。

### 〔解説〕

この条例は、法第39条第1項（災害危険区域の指定）、同条第2項（災害危険区域内の建築に関する制限）、第40条（地方公共団体の条例による制限の付加）、第43条第3項（敷地等と道路との関係）及び第56条の2第1項（日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定）、第68条の9第1項（都市計画区域外における建築物に係る制限）並びに政令第30条第1項（特殊建築物の便所の構造）の委任によって定めたもので、ここで条例の法的根拠を示すとともに災害危険区域の指定及び当該区域内の建築物の建築に関し安全上必要な制限、建築物の敷地又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限の付加、建築物の敷地等と道路との関係について避難又は通行の安全上の必要な制限の付加、日影による中高層の建築物の高さの制限を加えることとし、そのほか特殊建築物等多数の人が使用する便所及び公衆便所について伝染病のまん延防止等の見地からその構造について制限を定めたものである。

### （用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び政令の例による。

### 〔解説〕

本条は、この条例で用いる用語の定義について定めたものである。即ちこの条例では法及び政令で定めている用語の意義をそのまま用いることとしたものである。

（適用区域）

第3条 第5条、第7条、第8条、第11条、第14条、第23条、第44条及び第46条の2の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。

〔解説〕

- 1 本条は、都市計画区域内に限り適用される条項を定めたものである。
- 2 法第43条第3項（敷地と道路との関係）及び法第56条の2第1項（日影による中高層の建築物の高さの制限）は、法第41条の2（適用区域）の規定により都市計画区域内に適用することとしているため、この委任を受けて定められた第5条（大規模な建築物の敷地と道路との関係）、第7条（特殊建築物の敷地と道路との関係）、第8条（学校、体育館、病院、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の敷地と道路との関係）、第14条（興行場等の敷地と道路との関係）、第23条（物品販売業を営む店舗等の敷地と道路との関係）、第44条（車庫等の敷地と道路との関係）及び第46条の2（日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定）の規定は、都市計画区域内に限り適用され、都市計画区域外には適用されないこととなっている。

なお、政令第30条第1項（特殊建築物及び特定区域の便所の構造）についても、都市計画区域内における規定であることから、この委任を受けて定められた第11条（便所の構造）の規定についても都市計画区域内に限り適用されるものである。